

一般社団法人日本薬局学会認知症研修認定薬剤師制度実施細則

第1条 研修制度

- 第1項 研修は、eラーニング、ワークショップを行う。
- 第2項 研修では、原則 90 分の受講に対して研修認定単位 1 単位を付与する。
- 第3項 eラーニングは、特定非営利活動法人医療教育研究所（以下、IMEと略記）の「メディカルナレッジ」を受講する。受講料金はIMEの規定に従う。<https://www.ime.or.jp/>
- 第4項 eラーニングの単位取得対象講座は、別途指定する。
- 第5項 eラーニングは、30分(1コマ)0.33単位 90分(3コマ)1単位とする。単位には確認試験も含まれる。
- 第6項 ワークショップは、90分(1コマ)1単位、1日3単位を上限とする。
- 第7項 ワークショップは基礎編、応用編を開催し、認定には基礎編、応用編を受講することを条件とする。
- 第8項 ワークショップの受講料金は、90分1単位あたり2,000円(消費税込)とする。日本薬局学会正会員以外は、3,000円(消費税込)とする。
- 第9項 eラーニング指定講座の開催情報、ワークショップの開催情報は、日本薬局学会ホームページに記載する。

第2条 認定試験

- 第1項 認定試験の受付期間等、認定試験のスケジュールは日本薬局学会ホームページに公開する。
- 第2項 認定試験の申請には下記資料を添付すること。
- ①eラーニングの受講修了証または受講履歴証明書
 - ②ワークショップ基礎編、応用編の修了証書の写し
 - ③認知症の人への介入事例(本学会の定める書式)を3例以上。なお、3例の内、1例は施設訪問報告を含めてよい。
 - ④認定試験受験料振込明細の写し
- 第3項 認定試験受験料は、10,000円(消費税別)とする。
- 第4項 認定試験は筆記試験及び面接試験を行う。

第3条 認定申請方法

- 第1項 認定の申請には下記資料を添付すること。
- ① 認定申請書(薬剤師としての実務経験を明記:書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能)
 - ② 日本薬局学会正会員会員証(日本薬局学会ホームページより印刷可能)
 - ③ 薬剤師免許証の写し
 - ④ 薬剤師認定制度認証機構等が認めた研修認定薬剤師証明証の写し(はがきでも可とする)
 - ⑤ 認知症研修認定薬剤師試験合格認定証の写し
 - ⑥ 認定申請料振込明細の写し
- 第2項 認定申請料は、10,000円(消費税別)とする。
- 第3項 認定申請期間は認知症研修認定薬剤師制度試験合格認定証の有効期限内に申請すること。

第4条 認定方法

- 第1項 認知症研修認定薬剤師制度規程第6条の要件を満たした申請者は、筆記試験及び面接試験に合格後、実行委員会の承認を得て認定を受ける。

第2項 申請資料、筆記試験、面接試験にて合否を判定する。

第5条 更新要件および更新方法

第1項 有効期限は3年とし、3年の間に以下所定の更新プログラム合計10単位以上を取得すること。

年に1単位は必ず取得することとする。詳細には関しては日本薬局学会ホームページの「よくある質問(Q&A)」を参照すること。

- ① 認知症の人への介入事例(本学会の定める書式)を1例以上提出すること。本制度1単位とする。
- ② 次の2項目を選び、参加・参画すること。1回の参加・参画で1単位とする。

ただし1の学会発表のみ、1項目において2単位まで認める。2と3については1項目1単位までとする。

項目1. 日本薬局学会学術総会等の学会等で認知症関連の演題での発表を行う。口頭発表・ポスター発表等、形式は問わない。共同発表でも良い。また学会の規模は問わず、地方会等での発表でも良い。更新時は抄録の写し等演題の確認できる書類を提出する。

項目2. 本制度のワークショップにファシリテーターとして参加する。ただし、ファシリテーターとして初回の参加希望者を優先とする。

項目3. 認知症関連の地域活動に参加・参画し、実施報告書を提出する。(書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能)

- ③ 本学会の主催する「認知症対応力向上セミナー」伝達講習会に参加すること。本制度1単位とする。更新時は修了証書写しを提出する。また都道府県で開催する「認知症対応力向上研修」伝達講習会に参加し、地方自治体発行の修了証書を保持する場合は、本制度の「認知症対応力向上セミナー」に参加と同等とみなす。またその場合は認定前の研修会における修了証書でも可とする。都道府県・市区町村や、薬剤師会等からの講師依頼を受けた場合は、講師として参加する。その場合は本制度1単位とする。

- ④ 認知症関連専門学会、地方会等の認知症をテーマとする研修会や、その他薬学の学会、医療関連の学会に参加すること。また、受講推奨研修会として「老年期認知症研究会」の中央研究会または地区研究会に1回以上参加する。更新時は研究会発行の参加証明書を提出する。参加における申込み等詳細は研究会のホームページで各自確認する。<http://www.rouninken.jp/>

また、本制度ワークショップに再度受講者として参加することもできる。ただしワークショップの受講希望者が定員に達した場合、初回受講希望者を優先とする。本制度ワークショップに参加した場合は、修了証を更新時に提出する。

各1回の参加を1単位とし、合計6単位以上取得すること。更新の際は参加を証明する参加証明書や参加費の領収書の写し等と、聴講した講演内容の概要を記入した報告書を作成して提出する。(書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能)

第2項 更新申請時に日本薬局学会の正会員であること。

第3項 更新申請の受付期間は、認定期間の期限の前後1ヶ月で申請をすること。

第4項 更新の申請には下記資料を添付すること。

- ① 認定更新申請書(書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能)
- ② 日本薬局学会正会員会員証(日本薬局学会ホームページより印刷可能)
- ③ 薬剤師認定制度認証機構等が認めた研修認定薬剤師証明証の写し
- ④ 症例報告書(介入事例)1例
- ⑤ 学会抄録写し等演者・演題の確認できる資料、またはファシリテーター参加証、地域活動実施報告書
- ⑥ 「認知症対応力向上セミナー」伝達講習会 修了証書写し または地方自治体発行の「認知症対応力向上研修」伝達講習会 修了証書の写し

- ⑦ 認知症関連の研修会参加証明書写しまたは参加費領収書写し等と聴講した内容(概要)の報告書、「老年期認知症研究会」中央研究会または地区研究会の本会申告用参加証明書、本制度ワークショップ修了証写し等、参加を証明する書類

- ⑧ 認定更新料振込明細の写し

第5項 認定更新料は、10,000円(消費税別)とする。

第6項 本制度に係る特別な事由による認定期間延長については以下のとおりとする。

- ① 認定期間の延長の対象となる事由
- a) 妊娠・出産による産前産後および育児
 - b) 病気療養
 - c) 家族の介護・看護
 - d) 海外赴任(配偶者等としての渡航の場合も含む)

上記以外の事由は個々の判断となるが、転居・業務多忙や転職は事由として認めない。

- ② 延長期間は原則として事由発生日より1年間とする。

事由日数の考え方(原則最長1年間)

- a) 産前産後および育児の場合:研修が全く行えなかった期間
- b) 病気療養:研修が全く行えなかった期間
- c) 家族の介護・看護:介護・看護期間
- d) 海外赴任:渡航期間(1年以上も可)

※a)~c)に該当する方で、1年以上の延長を希望する場合は、事前に日本薬局学会事務局に相談すること。

- ③ 期間延長の申請は、事由発生期間中に単位を取得していないことが条件となる。

- ④ 延長申請は指定の単位取得期間延長申請書を、下記必要書類(写し)と共に提出すること。

- a) 妊娠・出産による産前産後および育児:母子手帳の出生届済証明書および家族の氏名の記載欄部分
- b) 病気療養:事由発生期間内にその疾病治療のためにかかった医療機関の領収証(いずれかの時点のもの1枚で可)または診断書
- c) 家族の介護・看護:介護対象となった家族の続柄と介護内容を簡潔に記載した文書(様式は特に定めない)
- d) 海外赴任(配偶者等としての渡航の場合も含む):日本国旅券(パスポート)の顔写真が貼付されたページおよび該当の出入国記録があるページ

- ⑤ 期間延長が認められた場合、日本薬局学会事務局より新たな認定期間等を記載した文書にて通知することとする。(回答までに、最低1ヶ月程度)更新申請時には、必ずこの文書(原本)も添付すること。

第6条 認定薬剤師の取り消し

第1項 以下の事項に該当する場合は、資格を取り消す。

- ・認定更新をしなかったとき
- ・薬剤師の業務停止及び免許の取り消し処分を受けたとき
- ・本学会の名誉を著しく傷つけたとき
- ・本学会の正会員を退会したとき

第7条 認知症研修認定薬剤師制度実施細則の改定

第1項 認知症研修認定薬剤師制度実施細則は、認知症企画委員会の承認により変更できる。

附則 認知症研修認定薬剤師制度実施細則は、平成27年7月1日より施行する。

平成28年6月30日改定

平成29年4月13日改定

平成30年7月12日改定

平成30年8月24日改定